

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立美原こども館使用許可に関する事務 (使用の許可)	
根拠条例等・条項	堺市立美原こども館条例 堺市立美原こども館管理運営規則	
所 管 課	地域教育支援部美原こども館	
審 査 基 準	○堺市立美原こども館条例 (使用の許可) 第5条2 次の各号のいずれかに該当するときは、館の使用を許可しない。 （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2）建物、付属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 （3）その使用が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 （4）前3号に掲げるもののほか、館の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 ○堺市立美原こども館管理運営規則 (使用の許可) 第5条 使用の許可は、堺市立美原こども館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付して行う。	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	原則として、申請を受理し、直ちに処理している。